

中野市子ども読書活動推進連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動に関する施策を総合的に推進するため、中野市子ども読書活動推進連絡会議（以下「推進連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進連絡会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 中野市子ども読書活動推進計画の策定、推進及び評価に関すること。
- (2) 関係機関等との連携及び協働に関すること。

(組織)

第3条 推進連絡会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 読書ボランティア
- (2) 教育、保育、子育て支援及び図書館関係者
- (3) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 推進連絡会議に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の座長となる。

(庶務)

第7条 推進連絡会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。